



決 定 書

審査請求人

審査請求代理人

原処分をした保険者の機関

東京都港区赤坂 4-9-9 赤坂MKビル

日本国土開発健康保険組合理事長



被保険者

主 文

日本国土開発健康保険組合理事長が、審査請求人に対し、平成28年3月25日付で行った後記第2の2記載の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

ち上げた時」と回答しており、前述の医療課長通知の別紙にある療養費の支給対象となる負傷とされる「急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫」に該当することが認められ、また、前述した法第116条から法第119条に定める保険給付の制限にはいずれにも該当していないことから、本件申請において、本件申請期間における負傷名である頸部捻挫及び腰部捻挫又は右股関節捻挫、左股関節捻挫に対する柔道整復の施術は、療養費の支給要件を満たしているものであり、原処分の不支給理由として記載されている「白紙委任」については、法等に特段の規定がないことから、不支給理由とすることは妥当ではなく、法第87条第1項に該当すると認めることが相当である。

したがって、本件申請について、請求人に対して家族療養費を支給することが妥当であると判断する。

- (4) そうすると、理事長が、請求人に対して行った原処分は妥当ではなく、取り消さなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり決定する。

平成28年9月28日